



呉港保安対策総合訓練の実施について

国際埠頭施設の保安対策については、平成13年9月の米国同時多発テロ事件の発生を契機に、国際海事機関（IMO）において、海事分野の保安対策強化を目的とするソーラス条約（海上人命安全条約）の改正が行われました。これに伴い、条約改正を国内において担保するため、平成16年度に「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」が施行され、呉港においても法律に基づいた運用を行っています。当該港湾施設におけるテロ対策訓練等の実施については同法31条及び施行規則第57条により、少なくとも毎年1回、かつ18か月を越えない間隔で実施することが規定されており、呉港保安委員会が呉港の関係機関等と連携を図り、呉港保安対策総合訓練を実施するものです。

1 日 時 令和元年11月19日（火） 14時30分～（1時間30分程度）

2 場 所 川原石南埠頭（呉市築地町 別紙位置図等参照）

3 主 催 呉港保安委員会（呉市港湾漁港課事務局）

4 訓練参加機関

呉市（港湾漁港課）、呉海上保安部、警察署（呉、広）、神戸税関呉税関支署、広島出入国在留管理局、中国運輸局呉海事事務所、中国地方整備局、広島検疫所、神戸植物防疫所広島支所、日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所、王子マテリア(株)呉工場、中国木材(株)、三ツ子島埠頭(株)、中国地方港運協会呉支部、広島県内航海運組合呉支部、呉港振興会

5 訓練概要

(1) 想定1【情報伝達（ナレーションのみ）】

（外国船舶へ不審者が侵入したとの情報）

(2) 想定2【危険区域の設定】

①岸壁において、警察官及び呉市による危険区域の設定

②港湾作業者の避難誘導、巡視艇による警戒

(3) 想定3【海保、税関による船内検索】

①海保・税関による船内検索、不審な開放区画を発見

(4) 想定4【巡視艇による追尾、空包射撃による威嚇】

①不審者の出現、船内検索班に抵抗、不審船の逃亡、巡視艇により追尾

②停船命令、不審船から小銃を発砲、威嚇射撃の実施

③逃走船停船、制圧班により不審者の身柄確保

(5) 想定5【税関・入管による検査】

①乗組員に対する入国審査官の審査（パスポート）

②税関X線車による手荷物検査、手荷物検査を拒む船員が現れる

(6) 想定6【警察官による不審者の逃走阻止・制圧逮捕・爆発物の処理】

①手荷物検査を拒む船員の逃走、機動隊員と相対、刃物を取り出し威嚇、攻撃

②機動隊員により制圧、検挙、爆発物処理班による爆弾処理、警戒解除

※当日取材をご予定の機関は、入構許可証を川原石南埠頭正面ゲートでお渡しいたしますので、誠に勝手ながら、上記まで、事前にご連絡をいただきますようお願いいたします。また、駐車場等の会場施設のご案内も正面ゲート付近で行いますので、お立ち寄りいただきますようお願いいたします。